

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-工業製品製造業分野の基準について-」の一部改正について

令和8年6月25日

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-工業製品製造業分野の基準について-」について、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

通し 番号	該当 ページ (改正 後)	改正箇所	現行	改正
1	P.1	前文 ○1つ目	○ <b>法務大臣は</b> 、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）第2条の4第1項に基づき、 <b>特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（平成30年12月25日閣議決定）</b> にのっとり、 <b>分野を所管する</b> 行政機関の長等と共同して、 <b>分野ごとに特定技能の在留資格に係る制度上の運用に関する重要事項等を定めた</b> 特定技能の在留資格に係る <b>制度上の運用</b> に関する方針を定めなければならない <b>とされ</b> 、工業製品製造業分野（以下「製造業分野」という。） <b>についても</b> 「工業製品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」（令和4年4月26日閣議決定。以下「分野別運用方針」とい	○ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）第2条の4第1項 <b>において、法務大臣は基本方針</b> にのっとり、分野所管行政機関の長等と共同して、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針を定めなければならない <b>旨規定されています。これを踏まえ</b> 、工業製品製造業分野（以下「製造業分野」という。） <b>においては、「工業製品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針」（令和8年1月23日閣議決定。以下「分野別運用方針」という。）</b> が定められました。

		<p>○2つ目</p> <p>○3つ目</p>	<p>う。)及び「工業製品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領」(令和4年4月26日法務省・警察庁・外務省・厚生労働省・国土交通省。以下「分野別運用要領」という。)が定められました。</p> <p>○ また、法第2条の5の規定に基づく、特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令(平成31年法務省令第5号。以下「特定技能基準省令」という。)及び出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令(平成2年法務省令第16号。以下「上陸基準省令」という。)においては、各分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該分野の事情に鑑みて告示で基準を定めることが可能となっているところ、製造業分野についても、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき工業製品製造業分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件(令和4年経済産業省告示第127号。以下「告示」という。)において、製造業分野固有の基準が定められています。</p> <p>○ 本要領は、告示の基準等の詳細についての留意事項を定めることにより、製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図ることを目的としています。</p>	<p>○ また、法第2条の5の規定に基づく、特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令(平成31年法務省令第5号。以下「特定技能基準省令」という。)及び出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令(平成2年法務省令第16号。以下「上陸基準省令」という。)においては、各分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該分野に特有の事情に鑑みて告示で基準を定めることが可能となっているところ、製造業分野についても、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき工業製品製造業分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件(令和4年経済産業省告示第127号。以下「告示」という。)において、製造業分野固有の基準が定められています。</p> <p>○ 本要領は、告示の基準等、運用上の細目及び留意事項を定めることにより、製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図ることを目的としています。</p>
2	P.3	目次	(新設)	目次

				<p>第1 特定技能外国人が従事する業務 . . . . . 4</p> <p>第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等 . . . . 16</p> <p>第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準 . . . . . 23</p> <p>第4 特定技能外国人受入事業実施法人の登録 等 . . . . . 27</p> <p>第5 上陸許可に係る基準 . . . . . 31</p> <p>第6 育成・キャリア形成プログラム . . . . . 33</p>
3	P.4	<p>第1 特定技能外国人が従事する業務</p> <p>【関係規定】 告示第2条</p>	<p>【関係規定】 告示第2条</p> <p>製造業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第1条第1項第7号の告示で定める基準は、特定技能雇用契約に基づいて外国人が出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行う事業所にあつては、当該事業所が令和5年総務省告示第256号（統計法第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件）に定める日本標準産業分類（以下単に「日本標準産業分類」という。）に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていることとする。</p> <p>一 中分類 11—繊維工業</p> <p>二 小分類 141—パルプ製造業</p>	<p>【関係規定】 告示第2条</p> <p>製造業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第1条第1項第7号の告示で定める基準は、特定技能雇用契約に基づいて外国人が出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行う事業所にあつては、当該事業所が令和5年総務省告示第256号（統計法第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件）に定める日本標準産業分類（以下単に「日本標準産業分類」という。）に掲げる産業のうち次の各号のいずれかに掲げるものを行っていることとする。</p> <p>一 中分類 11—繊維工業</p> <p>二 細分類 1221—造作材製造業（建具を除く）</p>

		<p>三 細分類 1421—洋紙製造業  四 細分類 1422—板紙製造業  五 細分類 1423—機械すき和紙製造業  六 細分類 1431—塗工紙製造業（印刷用紙を除く）  七 細分類 1432—段ボール製造業  八 小分類 144—紙製品製造業  九 小分類 145—紙製容器製造業  十 小分類 149—その他のパルプ・紙・紙加工品製造業  十一 中分類 15—印刷・同関連業  十二 中分類 18—プラスチック製品製造業  十三 細分類 2123—コンクリート製品製造業  十四 細分類 2142—食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業  十五 細分類 2143—陶磁器製置物製造業  十六 細分類 2194—鋳型製造業（中子を含む）  十七 細分類 2211—高炉による製鉄業  十八 細分類 2212—高炉によらない製鉄業  十九 細分類 2221—製鋼・製鋼圧延業  二十 細分類 2231—熱間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）  二十一 細分類 2232—冷間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）  二十二 細分類 2234—鋼管製造業  二十三 小分類 225—鉄素形材製造業  二十四 細分類 2291—鉄鋼シャースリット業  二十五 細分類 2299—他に分類されない鉄鋼業（ただし、鉄粉製造業に限る。）  二十六 小分類 235—非鉄金属素形材製造業  二十七 細分類 2422—機械刃物製造業  二十八 細分類 2424—作業工具製造業  二十九 細分類 2431—配管工事用附属品製造業（バル</p>	<p>三 細分類 1224—建築用木製組立材料製造業  四 小分類 131—家具製造業  五 細分類 1391—事務所用・店舗用装備品製造業  六 細分類 1393—鏡縁・額縁製造業  七 細分類 1399—他に分類されない家具・装備品製造業（黑板製造業、プラスチック製家具・装備品製造業及び強化プラスチック製家具製造業に限る。）  八 小分類 141—パルプ製造業  九 細分類 1421—洋紙製造業  十 細分類 1422—板紙製造業  十一 細分類 1423—機械すき和紙製造業  十二 細分類 1431—塗工紙製造業(印刷用紙を除く)  十三 細分類 1432—段ボール製造業  十四 小分類 144—紙製品製造業  十五 小分類 145—紙製容器製造業  十六 小分類 149—その他のパルプ・紙・紙加工品製造業  十七 中分類 15—印刷・同関連業  十八 中分類 18—プラスチック製品製造業  十九 中分類 19—ゴム製品製造業  二十 小分類 206—かばん製造業  二十一 細分類 2122—生コンクリート製造業  二十二 細分類 2123—コンクリート製品製造業  二十三 細分類 2129—その他のセメント製品製造業  二十四 細分類 2141—衛生陶器製造業  二十五 細分類 2142—食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業  二十六 細分類 2143—陶磁器製置物製造業  二十七 細分類 2146—陶磁器製タイル製造業</p>
--	--	---	---

		<p>ブ、コックを除く)</p> <p>三十 細分類 2441—鉄骨製造業</p> <p>三十一 細分類 2443—金属製サッシ・ドア製造業</p> <p>三十二 細分類 2446—製缶板金業(ただし、高压ガス用溶接容器・バルク貯槽製造業に限る。)</p> <p>三十三 小分類 245—金属素形材製品製造業</p> <p>三十四 細分類 2461—金属製品塗装業</p> <p>三十五 細分類 2462—溶融めっき業(表面处理鋼材製造業を除く)</p> <p>三十六 細分類 2464—電気めっき業(表面处理鋼材製造業を除く)</p> <p>三十七 細分類 2465—金属熱処理業</p> <p>三十八 細分類 2469—その他の金属表面处理業(ただし、アルミニウム陽極酸化処理業に限る。)</p> <p>三十九 小分類 248—ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業</p> <p>四十 細分類 2499—他に分類されない金属製品製造業(ただし、ドラム缶更生業に限る。)</p> <p>四十一 中分類 25—はん用機械器具製造業(ただし、細分類 2591—消火器具・消火装置製造業を除く。)</p> <p>四十二 中分類 26—生産用機械器具製造業</p> <p>四十三 中分類 27—業務用機械器具製造業(ただし、小分類 274—医療用機械器具・医療用品製造業及び小分類 276—武器製造業を除く)</p>	<p>二十八 細分類 2151—耐火れんが製造業</p> <p>二十九 細分類 2152—不定形耐火物製造業</p> <p>三十 細分類 2194—鋳型製造業(中子を含む)</p> <p>三十一 細分類 2211—高炉による製鉄業</p> <p>三十二 細分類 2212—高炉によらない製鉄業</p> <p>三十三 小分類 222—製鋼・製鋼圧延業</p> <p>三十四 細分類 2231—熱間圧延業(鋼管、伸鉄を除く)</p> <p>三十五 細分類 2232—冷間圧延業(鋼管、伸鉄を除く)</p> <p>三十六 細分類 2234—鋼管製造業</p> <p>三十七 細分類 2236—磨棒鋼製造業</p> <p>三十八 細分類 2237—引抜鋼管製造業</p> <p>三十九 小分類 225—鉄素形材製造業</p> <p>四十 細分類 2291—鉄鋼シャースリット業</p> <p>四十一 細分類 2299—他に分類されない鉄鋼業(鉄粉製造業に限る。)</p> <p>四十二 細分類 2332—アルミニウム・同合金圧延業(抽伸、押出しを含む)</p> <p>四十三 細分類 2341—電線・ケーブル製造業(光ファイバケーブルを除く)</p> <p>四十四 小分類 235—非鉄金属素形材製造業</p> <p>四十五 細分類 2422—機械刃物製造業</p> <p>四十六 細分類 2424—作業工具製造業</p> <p>四十七 細分類 2431—配管工事用附属品製造業(バルブ、コックを除く)</p> <p>四十八 細分類 2432—ガス機器・石油機器製造業</p> <p>四十九 細分類 2441—鉄骨製造業</p> <p>五十 細分類 2442—建設用金属製品製造業(鉄骨を除く)</p>
--	--	---	---

		<p>く。)</p> <p>四十四 中分類 28—電子部品・デバイス・電子回路製造業</p> <p>四十五 中分類 29—電気機械器具製造業(ただし、細分類 2922—内燃機関電装品製造業を除く。)</p> <p>四十六 中分類 30—情報通信機械器具製造業</p> <p>四十七 細分類 3295—工業用模型製造業</p> <p>四十八 細分類 3299—他に分類されないその他の製造業(ただし、RPF製造業に限る。)</p> <p>四十九 小分類 484—こん包業</p>	<p>五十一 細分類 2443—金属製サッシ・ドア製造業</p> <p>五十二 細分類 2444—鉄骨系プレハブ住宅製造業</p> <p>五十三 細分類 2446—製缶板金業(高压ガス用溶接容器・バルク貯槽製造業及びドラム缶・ペール缶製造業に限る。)</p> <p>五十四 小分類 245—金属素形材製品製造業</p> <p>五十五 細分類 2461—金属製品塗装業</p> <p>五十六 細分類 2462—溶融めっき業(表面処理鋼材製造業を除く)</p> <p>五十七 細分類 2464—電気めっき業(表面処理鋼材製造業を除く)</p> <p>五十八 細分類 2465—金属熱処理業</p> <p>五十九 細分類 2469—その他の金属表面処理業(アルミニウム陽極酸化処理業及びバフ研磨業に限る。)</p> <p>六十 細分類 2471—くぎ製造業</p> <p>六十一 細分類 2479—その他の金属線製品製造業(溶接材料製造業に限る。)</p> <p>六十二 小分類 248—ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業</p> <p>六十三 細分類 2499—他に分類されない金属製品製造業(ドラム缶更生業、金属製はしご製造業(可搬式のもの)及び脚立製造業に限る。)</p> <p>六十四 中分類 25—はん用機械器具製造業(細分類 2591—消火器具・消火装置製造業を除く。)</p> <p>六十五 中分類 26—生産用機械器具製造業</p> <p>六十六 中分類 27—業務用機械器具製造業(小分類 274—医療用機械器具・医療用品製造業及び小分類 276—武器製造業を除く。)</p>
--	--	--	---

			<p>2 製造業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第1条第1項第7号の告示で定める基準は、特定技能雇用契約に基づいて外国人が法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第2号に掲げる活動を行う事業所にあつては、当該事業所が日本標準産業分類に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 細分類 2194—鋳型製造業（中子を含む）</li> <li>二 小分類 225—鉄素形材製造業</li> <li>三 小分類 235—非鉄金属素形材製造業</li> <li>四 細分類 2422—機械刃物製造業</li> <li>五 細分類 2424—作業工具製造業</li> <li>六 細分類 2431—配管工事用附属品製造業（バルブ、コ</li> </ul>	<p>六十七 中分類 28—電子部品・デバイス・電子回路製造業</p> <p>六十八 中分類 29—電気機械器具製造業(細分類 2922—内燃機関電装品製造業のうち自動車用の内燃機関電装品を製造する産業以外の産業を除く。)</p> <p>六十九 中分類 30—情報通信機械器具製造業</p> <p>七十 小分類 311—自動車・同附属品製造業</p> <p>七十一 小分類 314—航空機・同附属品製造業</p> <p>七十二 細分類 3253—運動用具製造業</p> <p>七十三 細分類 3293—パレット製造業</p> <p>七十四 細分類 3295—工業用模型製造業</p> <p>七十五 細分類 3299—他に分類されないその他の製造業(RPF製造業及び人体保護具製造業に限る。)</p> <p>七十六 小分類 484—梱包業</p> <p>2 製造業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第1条第1項第7号の告示で定める基準は、特定技能雇用契約に基づいて外国人が法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第2号に掲げる活動を行う事業所にあつては、当該事業所が日本標準産業分類に掲げる産業のうち次の各号のいずれかに掲げるものを行っていることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 中分類 18—プラスチック製品製造業</li> <li>二 細分類 2194—鋳型製造業(中子を含む)</li> <li>三 細分類 2211—高炉による製鉄業</li> <li>四 細分類 2212—高炉によらない製鉄業</li> <li>五 小分類 222—製鋼・製鋼圧延業</li> <li>六 細分類 2231—熱間圧延業(鋼管、伸鉄を除く)</li> </ul>
--	--	--	---	--

		<p>ックを除く)</p> <p>七 小分類 245—金属素形材製品製造業</p> <p>八 細分類 2462—溶融めっき業(表面処理鋼材製造業を除く)</p> <p>九 細分類 2464—電気めっき業(表面処理鋼材製造業を除く)</p> <p>十 細分類 2465—金属熱処理業</p> <p>十一 細分類 2469—その他の金属表面処理業(ただし、アルミニウム陽極酸化処理業に限る。)</p> <p>十二 小分類 248—ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業</p> <p>十三 中分類 25—はん用機械器具製造業(ただし、細分類 2591—消火器具・消火装置製造業を除く。)</p> <p>十四 中分類 26—生産用機械器具製造業</p> <p>十五 中分類 27—業務用機械器具製造業(ただし、小分類 274—医療用機械器具・医療用品製造業及び小分類 276—武器製造業を除く。)</p> <p>十六 中分類 28—電子部品・デバイス・電子回路製造業</p> <p>十七 中分類 29—電気機械器具製造業(ただし、細分類 2922—内燃機関電装品製造業を除く。)</p> <p>十八 中分類 30—情報通信機械器具製造業</p> <p>十九 細分類 3295—工業用模型製造業</p>	<p>七 細分類 2232—冷間圧延業(鋼管、伸鉄を除く)</p> <p>八 細分類 2234—鋼管製造業</p> <p>九 細分類 2236—磨棒鋼製造業</p> <p>十 細分類 2237—引抜鋼管製造業</p> <p>十一 小分類 225—鉄素形材製造業</p> <p>十二 細分類 2291—鉄鋼シャースリット業</p> <p>十三 細分類 2299—他に分類されない鉄鋼業(鉄粉製造業に限る。)</p> <p>十四 細分類 2332—アルミニウム・同合金圧延業(抽伸、押出しを含む)</p> <p>十五 小分類 235—非鉄金属素形材製造業</p> <p>十六 細分類 2422—機械刃物製造業</p> <p>十七 細分類 2424—作業工具製造業</p> <p>十八 細分類 2431—配管工事用附属品製造業(バルブ、コックを除く)</p> <p>十九 細分類 2432—ガス機器・石油機器製造業</p> <p>二十 細分類 2441—鉄骨製造業</p> <p>二十一 細分類 2442—建設用金属製品製造業(鉄骨を除く)</p> <p>二十二 細分類 2443—金属製サッシ・ドア製造業</p> <p>二十三 細分類 2446—製缶板金業(高压ガス用溶接容器・バルク貯槽製造業及びドラム缶・ペール缶製造業に限る。)</p> <p>二十四 小分類 245—金属素形材製品製造業</p> <p>二十五 細分類 2461—金属製品塗装業</p> <p>二十六 細分類 2462—溶融めっき業(表面処理鋼材製造業を除く)</p> <p>二十七 細分類 2464—電気めっき業(表面処理鋼材製造</p>
--	--	--	---

				<p>業を除く)</p> <p>二十八 細分類 2465—金属熱処理業</p> <p>二十九 細分類 2469—その他の金属表面処理業(アルミニウム陽極酸化処理業及びバフ研磨業に限る。)</p> <p>三十 細分類 2471—くぎ製造業</p> <p>三十一 細分類 2479—その他の金属線製品製造業(溶接材料製造業に限る。)</p> <p>三十二 小分類 248—ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業</p> <p>三十三 細分類 2499—他に分類されない金属製品製造業(ドラム缶更生業、金属製はしご製造業(可搬式のもの)及び脚立製造業に限る。)</p> <p>三十四 中分類 25—はん用機械器具製造業(細分類 2591—消火器具・消火装置製造業を除く。)</p> <p>三十五 中分類 26—生産用機械器具製造業</p> <p>三十六 中分類 27—業務用機械器具製造業(小分類 274—医療用機械器具・医療用品製造業及び小分類 276—武器製造業を除く。)</p> <p>三十七 中分類 28—電子部品・デバイス・電子回路製造業</p> <p>三十八 中分類 29—電気機械器具製造業(細分類 2922—内燃機関電装品製造業のうち自動車用の内燃機関電装品を製造する産業以外の産業を除く。)</p> <p>三十九 中分類 30—情報通信機械器具製造業</p> <p>四十 小分類 311—自動車・同附属品製造業</p> <p>四十一 小分類 314—航空機・同附属品製造業</p> <p>四十二 細分類 3253—運動用具製造業</p> <p>四十三 細分類 3293—パレット製造業</p>
--	--	--	--	---

				<p>四十四 細分類 3295—工業用模型製造業</p> <p>四十五 細分類 3299—他に分類されないその他の製造業(人体保護具製造業に限る。)</p> <p>四十六 小分類 484—こん包業</p>
4	P.9	分野別運用方針 (抜粋)	<p>【関係規定】</p> <p>分野別運用方針(抜粋)</p> <p>5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項</p> <p>(1) 特定技能外国人が従事する業務</p> <p>特定技能外国人が従事する業務区分は、上記3(1)ア及び(2)アに定める</p> <p>試験区分に対応し、それぞれ以下のとおりとする。</p> <p>ア 試験区分(3(1)ア関係)(1号特定技能外国人)</p> <p>別表1 b. 業務区分(5(1)ア関係)の欄に掲げる業務とする。</p> <p>イ 試験区分(3(2)ア関係)(2号特定技能外国人)</p> <p>別表2 b. 業務区分(5(1)イ関係)の欄に掲げる業務とする。</p>	<p>【関係規定】</p> <p>分野別運用方針(抜粋)</p> <p>第二 特定技能制度に関する事項</p> <p>2 その他特定技能制度の運用に関する重要事項</p> <p>(1)業務区分及び特定技能外国人が従事する業務</p> <p>製造業分野において設定する業務区分及び当該業務区分において従事する業務は、それぞれ次のア及びイに定めるとおりとする。</p> <p>なお、いずれの場合も、これらの業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務(例:原材料・部品の調達・搬送作業、各業務の前後工程作業、クレーン・フォークリフト等運転作業、清掃・保守管理作業等)に付随的に従事することは差し支えない。</p> <p>ア 1号特定技能外国人</p> <p>上記1(1)ア①の技能水準にあつては、当該技能水準に対応し、それぞれ別表1のb. 業務区分(従事する業務)の欄に定めるとおりとし、上記1(1)ア②の技能水準にあつては、当該技能水準に対応する別表3のa. 業務区分の欄に掲げる業務区分と同一の別表1のb. 業務区分(従事する業務)の欄に定めるとおりとする。</p> <p>イ 2号特定技能外国人</p> <p>上記1(2)ア(ア)の技能水準に対応し、それぞれ別表2のb. 業務区分(従事する業務)の欄に定めるとおりとする。</p>

5	P.9	分野別運用方針 (抜粋)	<p>分野別運用要領 (抜粋)</p> <p>第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項</p> <p>1. 特定技能外国人が従事する業務</p> <p>製造業分野において受け入れる特定技能外国人が従事する業務は、以下のとおりとする。なお、いずれの場合も、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（鑄造の例：加工品の切削・ばり取り・検査業務、型の保守管理等）に付随的に従事することは差し支えない。</p> <p>(1) 1号特定技能外国人</p> <p>運用方針3(1)アに定める試験区分及び運用方針5(1)アに定める業務区分に従い、上記第1の1(1)の試験合格又は下記2(1)の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する業務</p> <p>(2) 2号特定技能外国人</p> <p>運用方針3(2)アに定める試験区分及び運用方針5(1)イに定める業務区分に従い、上記第1の1(2)の「製造分野特定技能2号評価試験」及び「ビジネス・キャリア検定3級」の試験合格並びに実務経験又は「技能検定1級」の試験合格及び実務経験により確認された技能を要する業務</p>	(削除)
6	P.9	<p>【特定技能雇用契約の内容の基準】</p> <p>○2つ目</p>	<p>【主たる業務】</p> <p>○ 製造業分野の特定技能外国人が活動を行う事業所が、日本標準産業分類に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていることが求められます。</p> <p>[1号特定技能外国人のみが活動を行う事業所の産業]</p>	<p>【特定技能雇用契約の内容の基準】</p> <p>○ 製造業分野の特定技能外国人が活動を行う事業所が、日本標準産業分類に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていることが求められます。</p> <p>[1号特定技能外国人が活動を行う事業所の産業]</p>

		<p>① 中分類 1 1 繊維工業</p> <p>② 小分類 1 4 1 パルプ製造業</p> <p>③ 細分類 1 4 2 1 洋紙製造業</p> <p>④ 細分類 1 4 2 2 板紙製造業</p> <p>⑤ 細分類 1 4 2 3 機械すき和紙製造業</p> <p>⑥ 細分類 1 4 3 1 塗工紙製造業（印刷用紙を除く）</p> <p>⑦ 細分類 1 4 3 2 段ボール製造業</p> <p>⑧ 小分類 1 4 4 紙製品製造業</p> <p>⑨ 小分類 1 4 5 紙製容器製造業</p> <p>⑩ 小分類 1 4 9 その他のパルプ・紙・紙加工品製造業</p> <p>⑪ 中分類 1 5 印刷・同関連業</p> <p>⑫ 中分類 1 8 プラスチック製品製造業</p> <p>⑬ 細分類 2 1 2 3 コンクリート製品製造業</p> <p>⑭ 細分類 2 1 4 2 食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業</p> <p>⑮ 細分類 2 1 4 3 陶磁器製置物製造業</p> <p>⑯ 細分類 2 2 1 1 高炉による製鉄業</p> <p>⑰ 細分類 2 2 1 2 高炉によらない製鉄業</p> <p>⑱ 細分類 2 2 2 1 製鋼・製鋼圧延業</p> <p>⑲ 細分類 2 2 3 1 熱間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）</p> <p>⑳ 細分類 2 2 3 2 冷間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）</p> <p>㉑ 細分類 2 2 3 4 鋼管製造業</p> <p>㉒ 細分類 2 2 9 1 鉄鋼シャースリット業</p> <p>㉓ 細分類 2 2 9 9 他に分類されない鉄鋼業（ただし、鉄粉製造業に限る。）</p> <p>㉔ 細分類 2 4 4 1 鉄骨製造業</p> <p>㉕ 細分類 2 4 4 3 金属製サッシ・ドア製造業</p> <p>㉖ 細分類 2 4 4 6 製缶板金業（ただし、高圧ガス用溶接容器・バルク</p>	<p>・ 中分類 11 繊維工業</p> <p>・ 細分類 1221 造作材製造業（建具を除く）</p> <p>・ 細分類 1224 建築用木製組立材料製造業</p> <p>・ 小分類 131 家具製造業</p> <p>・ 細分類 1391 事務所用・店舗用装備品製造業</p> <p>・ 細分類 1393 鏡縁・額縁製造業</p> <p>・ 細分類 1399 他に分類されない家具・装備品製造業（黑板製造業、プラスチック製家具・装備品製造業及び強化プラスチック製家具製造業に限る。）</p> <p>・ 小分類 141 パルプ製造業</p> <p>・ 細分類 1421 洋紙製造業</p> <p>・ 細分類 1422 板紙製造業</p> <p>・ 細分類 1423 機械すき和紙製造業</p> <p>・ 細分類 1431 塗工紙製造業（印刷用紙を除く）</p> <p>・ 細分類 1432 段ボール製造業</p> <p>・ 小分類 144 紙製品製造業</p> <p>・ 小分類 145 紙製容器製造業</p> <p>・ 小分類 149 その他のパルプ・紙・紙加工品製造業</p> <p>・ 中分類 15 印刷・同関連業</p> <p>・ 中分類 18 プラスチック製品製造業</p> <p>・ 中分類 19 ゴム製品製造業</p> <p>・ 小分類 206 かばん製造業</p> <p>・ 細分類 2122 生コンクリート製造業</p> <p>・ 細分類 2123 コンクリート製品製造業</p> <p>・ 細分類 2129 その他のセメント製品製造業</p> <p>・ 細分類 2141 衛生陶器製造業</p> <p>・ 細分類 2142 食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業</p> <p>・ 細分類 2143 陶磁器製置物製造業</p>
--	--	--	---

		<p>貯槽製造業に限る。)</p> <p>⑳ 細分類 2 4 6 1 金属製品塗装業</p> <p>㉑ 細分類 2 4 9 9 他に分類されない金属製品製造業 (ただし、ドラム 缶更生業に限る。)</p> <p>㉒ 細分類 3 2 9 9 他に分類されないその他の製造業 (ただし、R P F 製造業に限る。)</p> <p>㉓ 小分類 4 8 4 こん包業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 細分類 2146 陶磁器製タイル製造業</li> <li>・ 細分類 2151 耐火れんが製造業</li> <li>・ 細分類 2152 不定形耐火物製造業</li> <li>・ 細分類 2194 鋳型製造業 (中子を含む)</li> <li>・ 細分類 2211 高炉による製鉄業</li> <li>・ 細分類 2212 高炉によらない製鉄業</li> <li>・ 小分類 222 製鋼・製鋼圧延業</li> <li>・ 細分類 2231 熱間圧延業 (鋼管、伸鉄を除く)</li> <li>・ 細分類 2232 冷間圧延業 (鋼管、伸鉄を除く)</li> <li>・ 細分類 2234 鋼管製造業</li> <li>・ 細分類 2236 磨棒鋼製造業</li> <li>・ 細分類 2237 引抜鋼管製造業</li> <li>・ 小分類 225 鉄素形材製造業</li> <li>・ 細分類 2291 鉄鋼シャースリット業</li> <li>・ 細分類 2299 他に分類されない鉄鋼業 (鉄粉製造業に限る。)</li> <li>・ 細分類 2332 アルミニウム・同合金圧延業 (抽伸、押し出しを含む)</li> <li>・ 細分類 2341 電線・ケーブル製造業 (光ファイバケーブルを除く)</li> <li>・ 小分類 235 非鉄金属素形材製造業</li> <li>・ 細分類 2422 機械刃物製造業</li> <li>・ 細分類 2424 作業工具製造業</li> <li>・ 細分類 2431 配管工事用附属品製造業 (バルブ、コックを除く)</li> <li>・ 細分類 2432 ガス機器・石油機器製造業</li> <li>・ 細分類 2441 鉄骨製造業</li> <li>・ 細分類 2442 建設用金属製品製造業 (鉄骨を除く)</li> </ul>
--	--	---	---

				<ul style="list-style-type: none"><li>・ 細分類 2443 金属製サッシ・ドア製造業</li><li>・ 細分類 2444 鉄骨系プレハブ住宅製造業</li><li>・ 細分類 2446 製缶板金業（高圧ガス用溶接容器・バルク貯槽製造業及びドラム缶・ペール缶製造業に限る。）</li><li>・ 小分類 245 金属素形材製品製造業</li><li>・ 細分類 2461 金属製品塗装業</li><li>・ 細分類 2462 溶融めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）</li><li>・ 細分類 2464 電気めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）</li><li>・ 細分類 2465 金属熱処理業</li><li>・ 細分類 2469 その他の金属表面処理業（アルミニウム陽極酸化処理業及びバフ研磨業に限る。）</li><li>・ 細分類 2471 くぎ製造業</li><li>・ 細分類 2479 その他の金属線製品製造業（溶接材料製造業に限る。）</li><li>・ 小分類 248 ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業</li><li>・ 細分類 2499 他に分類されない金属製品製造業（ドラム缶更生業、金属製はしご製造業（可搬式のもの）及び脚立製造業に限る。）</li><li>・ 中分類 25 はん用機械器具製造業（細分類 2591—消火器具・消火装置製造業を除く。）</li><li>・ 中分類 26 生産用機械器具製造業</li><li>・ 中分類 27 業務用機械器具製造業（小分類 274—医療用機械器具・医療用品製造業及び小分類 276—武器製造業を除く。）</li></ul>
--	--	--	--	--

	P.1 2		<p>[1号特定技能外国人及び2号特定技能外国人が活動を行う事業所の産業]</p> <p>① 細分類2194 鋳型製造業（中子を含む）</p> <p>② 小分類225 鉄素形材製造業</p> <p>③ 小分類235 非鉄金属素形材製造業</p> <p>④ 細分類2422 機械刃物製造業</p> <p>⑤ 細分類2424 作業工具製造業</p> <p>⑥ 細分類2431 配管工事用附属品製造業（バルブ、コックを除く）</p> <p>⑦ 小分類245 金属素形材製品製造業</p> <p>⑧ 細分類2462 溶融めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）</p> <p>⑨ 細分類2464 電気めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中分類 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業</li> <li>・ 中分類 29 電気機械器具製造業（細分類 2922—内燃機関電装品製造業のうち自動車用の内燃機関電装品を製造する産業以外の産業を除く。）</li> <li>・ 中分類 30 情報通信機械器具製造業</li> <li>・ 小分類 311 自動車・同附属品製造業</li> <li>・ 小分類 314 航空機・同附属品製造業</li> <li>・ 細分類 3253 運動用具製造業</li> <li>・ 細分類 3293 パレット製造業</li> <li>・ 細分類 3295 工業用模型製造業</li> <li>・ 細分類 3299 他に分類されないその他の製造業（RPF製造業及び人体保護具製造業に限る。）</li> <li>・ 小分類 484 こん包業</li> </ul> <p>[2号特定技能外国人が活動を行う事業所の産業]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中分類 18 プラスチック製品製造業</li> <li>・ 細分類 2194 鋳型製造業(中子を含む)</li> <li>・ 細分類 2211 高炉による製鉄業</li> <li>・ 細分類 2212 高炉によらない製鉄業</li> <li>・ 小分類 222 製鋼・製鋼圧延業</li> <li>・ 細分類 2231 熱間圧延業(鋼管、伸鉄を除く)</li> <li>・ 細分類 2232 冷間圧延業(鋼管、伸鉄を除く)</li> <li>・ 細分類 2234 鋼管製造業</li> <li>・ 細分類 2236 磨棒鋼製造業</li> <li>・ 細分類 2237 引抜鋼管製造業</li> <li>・ 小分類 225 鉄素形材製造業</li> <li>・ 細分類 2291 鉄鋼シャースリット業</li> <li>・ 細分類 2299 他に分類されない鉄鋼業(鉄粉製造業)</li> </ul>
--	-------	--	--	--

		<p>⑩ 細分類 2 4 6 5 金属熱処理業</p> <p>⑪ 細分類 2 4 6 9 その他の金属表面処理業（ただし、アルミニウム陽極酸化処理業に限る。）</p> <p>⑫ 小分類 2 4 8 ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業</p> <p>⑬ 中分類 2 5 はん用機械器具製造業（ただし、細分類 2 5 9 1 消火器具・消火装置製造業を除く。）</p> <p>⑭ 中分類 2 6 生産用機械器具製造業</p> <p>⑮ 中分類 2 7 業務用機械器具製造業（ただし、小分類 2 7 4 医療用機械器具・医療用品製造業及び小分類 2 7 6 武器製造業を除く。）</p> <p>⑯ 中分類 2 8 電子部品・デバイス・電子回路製造業</p> <p>⑰ 中分類 2 9 電気機械器具製造業（ただし、細分類 2 9 2 2 内燃機関電装品製造業を除く。）</p> <p>⑱ 中分類 3 0 情報通信機械器具製造業</p> <p>⑲ 細分類 3 2 9 5 工業用模型製造業</p>	<p>に限る。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 細分類 2332 アルミニウム・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）</li> <li>・ 小分類 235 非鉄金属素形材製造業</li> <li>・ 細分類 2422 機械刃物製造業</li> <li>・ 細分類 2424 作業工具製造業</li> <li>・ 細分類 2431 配管工事用附属品製造業(バルブ、コックを除く)</li> <li>・ 細分類 2432 ガス機器・石油機器製造業</li> <li>・ 細分類 2441 鉄骨製造業</li> <li>・ 細分類 2442 建設用金属製品製造業（鉄骨を除く）</li> <li>・ 細分類 2443 金属製サッシ・ドア製造業</li> <li>・ 細分類 2446 製缶板金業（高圧ガス用溶接容器・バルク貯槽製造業及びドラム缶・ペール缶製造業に限る。）</li> <li>・ 小分類 245 金属素形材製品製造業</li> <li>・ 細分類 2461 金属製品塗装業</li> <li>・ 細分類 2462 溶融めっき業(表面処理鋼材製造業を除く)</li> <li>・ 細分類 2464 電気めっき業(表面処理鋼材製造業を除く)</li> <li>・ 細分類 2465 金属熱処理業</li> <li>・ 細分類 2469 その他の金属表面処理業（アルミニウム陽極酸化処理業及びバフ研磨業に限る。）</li> <li>・ 細分類 2471 くぎ製造業</li> <li>・ 細分類 2479 その他の金属線製品製造業（溶接材料製造業に限る。）</li> <li>・ 小分類 248 ボルト・ナット・リベット・小ねじ・</li> </ul>
--	--	--	--

	P.13	○3つ目	<p>○ 前記の日本標準産業分類に掲げる産業を行っているとは、特定技能外国人が業務に従事する事業場において、直近1年間で、<b>告示第2条に掲げる</b>産業について製</p>	<p>木ねじ等製造業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 細分類 2499 他に分類されない金属製品製造業（ドラム缶更生業、金属製はしご製造業（可搬式のもの）及び脚立製造業に限る。）</li> <li>・ 中分類 25 はん用機械器具製造業（細分類 2591—消火器具・消火装置製造業を除く。）</li> <li>・ 中分類 26 生産用機械器具製造業</li> <li>・ 中分類 27 業務用機械器具製造業（小分類 274—医療用機械器具・医療用品製造業及び小分類 276—武器製造業を除く。）</li> <li>・ 中分類 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業</li> <li>・ 中分類 29 電気機械器具製造業（細分類 2922—内燃機関電装品製造業のうち自動車用の内燃機関電装品を製造する産業以外の産業を除く。）</li> <li>・ 中分類 30 情報通信機械器具製造業</li> <li>・ 小分類 311 自動車・同附属品製造業</li> <li>・ 小分類 314 航空機・同附属品製造業</li> <li>・ 細分類 3253 運動用具製造業</li> <li>・ 細分類 3293 パレット製造業</li> <li>・ 細分類 3295 工業用模型製造業</li> <li>・ 細分類 3299 他に分類されないその他の製造業（人体保護具製造業に限る。）</li> <li>・ 小分類 484 こん包業</li> </ul> <p>○ 前記の日本標準産業分類に掲げる産業を行っているとは、特定技能外国人が業務に従事する事業所において、直近1年間で、<b>前記の</b>産業について製造品出荷額等</p>
--	------	------	--	---

			造品出荷額等が発生していることを指します。	が発生していることを指します。
7	P.14	<p>【業務内容】</p> <p>○1つ目</p> <p>○2つ目</p> <p>○3つ目</p>	<p>○ 製造業分野において受け入れる特定技能外国人のうち、1号特定技能外国人は相当程度の知識又は経験が必要とする技能を要する業務、2号特定技能外国人は当該分野に属する熟練した技能を要する業務に従事することが求められるところ、<b>本要領別表に記載された試験</b>の合格により確認された技能を要する本要領別表に記載された業務に主として従事しなければなりません。さらに、当該業務は、告示第2条に掲げる産業に係るものでなければなりません。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>【業務内容】</p> <p>○ 製造業分野において受け入れる特定技能外国人のうち、1号特定技能外国人は相当程度の知識又は経験が必要とする技能を要する業務、2号特定技能外国人は当該分野に属する熟練した技能を要する業務に従事することが求められるところ、<b>分野別運用方針により定められた試験等</b>の合格により確認された技能を要する本要領別表に記載された業務に主として従事しなければなりません。さらに、当該業務は、告示第2条に掲げる産業に係るものでなければなりません。<b>また、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：原材料・部品の調達・搬送作業、各業務の前後工程作業、クレーン・フォークリフト等運転作業、清掃・保守管理作業等）に付随的に従事することは差し支えありませんが、専ら関連業務に従事することは認められません。</b></p> <p>○ 1号特定技能外国人 分野別運用方針第二1(1)アに定めるいずれかの試験の合格により確認された技能を要するものであって、指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、特段の育成・訓練を受けることなく直ちに製造工程の作業に従事する業務をいいます。</p> <p>○ 2号特定技能外国人 分野別運用方針第二1(2)アに定めるいずれかの試験の合格及び第二1(2)ア(イ)に定める実務経験</p>

				により確認された技能を要するものであって、自らの判断により、製造工程における専門的・技術的な作業に従事したり、複数の技能者を指導しつつ工程を管理したりする業務をいいます。
8	P.14	【関連業務】	<p>○ 分野別運用要領に記載されているとおり、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えありません。</p> <p>○ なお、関連業務に当たり得るものとして、例えば、次のものが想定されます。(注)</p> <p>(注) 専ら関連業務に従事することは認められません。</p> <p>① 原材料・部品の調達・搬送作業</p> <p>② 各職種の前工程作業</p> <p>③ クレーン・フォークリフト等運転作業</p> <p>④ 清掃・保守管理作業</p>	(削除)
9	P.15	【その他業務関係】	<p>【その他業務関係】</p> <p>○ 分野別運用方針別表1b.業務区分(5(1)ア関係)及び別表2b.業務区分(5(1)イ関係)の欄に掲げる「電気電子機器組立て」の業務は、電子機器を構成するコンデンサ等の電子部品製造作業を含みます。</p>	<p>【その他業務関係】</p> <p>○ 分野別運用方針別表1のb.業務区分(従事する業務)及び別表2のb.業務区分(従事する業務)の欄に掲げる「電気電子機器組立て」の業務は、電子機器を構成するコンデンサ等の電子部品製造作業を含みます。</p>
10	P.15	【留意事項】	<p>【留意事項】</p> <p>○ 以下のとおり様式を提出してください。</p> <p>・協議会の構成員であることを明らかにする書類を提出する場合は旧様式</p> <p>・登録法人の構成員であることを明らかにする書類を提出する場合は新様式</p>	(削除)
11	P.16	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等	<p>【関係規定】</p> <p>分野別運用方針(抜粋)</p> <p>3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する</p>	<p>【関係規定】</p> <p>分野別運用方針(抜粋)</p> <p>第二 特定技能制度に関する事項</p>

		<p>【関係規定】 分野別運用方針 (抜粋)</p>	<p>る事項 製造業分野において特定技能の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者(2号特定技能外国人については、実務経験の要件も満たす者)とする。 また、特定技能1号の在留資格については、製造業分野に関する第2号技能実習を修了した者は、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う。</p> <p>(1) 1号特定技能外国人 ア 技能水準(試験区分) 別表1 a. 試験区分(3(1)ア関係)の欄に掲げる試験 イ 日本語能力水準 (ア)「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験(N4以上)」 (イ)そのほか、「日本語教育の参照枠」のA2相当以上の水準と認められるもの</p> <p>(2) 2号特定技能外国人 技能水準(試験区分及び実務経験) ア 試験区分 別表2 a. 試験区分(3(2)ア関係)の欄に掲げる試験 イ 実務経験 日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場における実務経験を要件とする。</p>	<p>1 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項</p> <p>(1) 1号特定技能外国人 製造業分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、次のア及びイに定める試験に合格した者とする。</p> <p>ア 技能水準 次のいずれかの試験 ① 別表1のa. 技能水準の欄に掲げるもの ② 別表3のd. 技能水準(育成就労終了まで)の欄に掲げるもの</p> <p>イ 日本語能力水準 「日本語教育の参照枠」のA2. 2相当以上の水準と認められるもの</p> <p>(2) 2号特定技能外国人 製造業分野において特定技能2号の在留資格で受け入れる外国人は、次のア(ア)及びイに定める試験に合格した者であり、かつ、ア(イ)に定める実務経験の要件も満たす者とする。</p> <p>ア 技能水準 (ア) 技能水準 別表2のa. 技能水準の欄に掲げるもの (イ) 実務経験 日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場において、自らの判断で業務を遂行できる能力を要する業務に従事した実務経験を要件とする。</p> <p>イ 日本語能力水準 「日本語教育の参照枠」のB1相当以上の水準と認</p>
--	--	------------------------------------	---	---

				められるもの
1 2	P.1 7	分野別運用要領 (抜粋)	<p>分野別運用要領 (抜粋)</p> <p>第1 特定産業分野において認められる人材の基準に関する事項</p> <p>1. 技能水準及び評価方法等</p> <p>(1)「製造分野特定技能1号評価試験」(運用方針3(1)アの試験区分:運用方針別表1 a. 試験区分(3(1)ア関係)のとおり)</p> <p>ア 技能水準及び評価方法(特定技能1号)</p> <p>(技能水準)</p> <p>「製造分野特定技能1号評価試験」の合格を要件とする。当該試験は、製造業分野における業務について、指導者の指示を理解し的確に業務を遂行又は自らの判断により業務を遂行できる者であることを認定するものであり、この試験の合格者は、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認める。</p> <p>(評価方法)(略)</p> <p>(2)「製造分野特定技能2号評価試験」及び「ビジネス・キャリア検定3級」又は「技能検定1級」(運用方針3(2)アの試験区分:運用方針別表2 a. 試験区分(3(2)ア関係)のとおり)</p> <p>ア 技能水準及び評価方法(特定技能2号)</p> <p>(技能水準)</p> <p>「製造分野特定技能2号評価試験」及び「ビジネス・キャリア検定3級」の合格並びに日本国内に拠点を有する企業の製造業の現場における3年以上の実務経験を要件とする。</p>	(削除)

		<p>(中略)</p> <p>また、「技能検定1級」の合格及び同実務経験を満たす者は、上級技能者が通常有すべき熟練した技能を有するものと認める。</p> <p>(評価方法)(略)</p> <p>(3)(略)</p> <p>第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項</p> <p>2. 技能実習2号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価</p> <p>(1) 製造業分野において受け入れる1号特定技能外国人が、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う場合における業務内容と技能実習2号移行対象職種において修得する技能との具体的な関連性については、別表のとおりとする。</p> <p>この場合、当該職種に係る第2号技能実習を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、1号特定技能外国人が従事する業務において要する技能と、技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足る相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の1(1)の試験を免除する。</p> <p>(2) 職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に3年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第1の2(1)及び(2)の試験を免除する。</p>	
--	--	--	--

13	P.17	<p>【1号特定技能外国人の技能水準及び日本語能力水準】</p> <p>○1つ目</p> <p>○2つ目</p> <p>○3つ目</p> <p>○4つ目</p>	<p>○ 1号特定技能外国人として製造業分野の業務に従事する場合には、本要領別表に記載された技能試験及び日本語試験の合格等が必要です。</p> <p>(新設)</p> <p>○ また、1号特定技能外国人が従事する業務区分に応じ、本要領別表に記載された職種・作業の技能実習2号を良好に修了した者については上記の試験等が免除されます。</p> <p>○ 本要領別表に記載された職種・作業以外の技能実習2号を良好に修了した者については、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N4以上）のいずれの試験も免除されます。</p>	<p>【1号特定技能外国人の技能水準及び日本語能力水準】</p> <p>○ 1号特定技能外国人については、本要領別表に記載された技能試験（製造分野特定技能1号評価試験、技能検定試験（3級）又は育成就労評価試験（専門級））及び日本語試験（国際交流基金日本語基礎テスト（JFT-Basic）A2.2相当以上又は日本語能力試験（JLPT）N4以上）の合格等が必要です。</p> <p>○ 特定技能1号の在留資格を得るためには基本的には、必要な水準の技能及び日本語能力を有していることの証明が求められます。</p> <p>○ ただし、技能実習2号を良好に修了し、当該技能実習で修得した技能と、特定技能1号で従事しようとする業務において要する技能に関連性が認められる場合には、令和9年4月1日以降も当面の間、当該特定技能1号に係る要件として必要な水準の技能及び日本語能力を有していることの証明は要しません（対象となる技能実習2号の職種・作業については別表参照。）。</p> <p>○ また、技能実習2号を良好に修了したものの、当該技能実習で修得した技能と特定技能1号で従事しようとする業務において要する技能に関連性が認められない場合には、当該特定技能1号に係る要件として必要な水準の技能を有していることの証明は必要ですが、日本語能力については、当面の間、これらの事実をもって日本語能力を有していることが証明されたことと見なします（別途証明は不要です。）。</p>
----	------	--	---	--

14	P.18	<p>【2号特定技能外国人の技能水準及び日本語能力水準】</p> <p>○1つ目</p>	<p>○ 2号特定技能外国人については、本要領別表に記載された技能試験等の合格に加えて、日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場における3年以上の実務経験が必要です。</p>	<p>【2号特定技能外国人の技能水準及び日本語能力水準】</p> <p>○ 2号特定技能外国人については、本要領別表に記載された技能試験等（製造分野特定技能2号評価試験及びビジネス・キャリア検定3級（生産管理プランニング若しくは生産管理オペレーション）又は技能検定1級）の合格、日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場における3年以上の実務経験及び日本語試験（日本語能力試験（JLPT）N3以上（※日本語教育の参照枠（CEFR）のB1相当以上を判定された場合に限り。）（※）が必要です。</p> <p>（※）令和9年4月1日以降、特定技能2号においては「日本語教育の参照枠」B1相当以上が求められますが、その取扱いについては別途お知らせします。</p>
15	P.19	<p>【経過措置】</p>	<p>（新設）</p>	<p>【経過措置】</p> <p>○ 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」（令和4年8月30日閣議決定）による変更前の運用方針別表a. 試験区分（3（1）関係）の欄に掲げる試験のうち、次の表の左欄に掲げる試験に合格した者は、それぞれ同表の右欄に掲げる試験に合格したものとみなされます。</p>

				旧試験区分	新試験区分
				製造分野特定技能1号評価試験(鋳造)	製造分野特定技能1号評価試験(機械金属加工)
				製造分野特定技能1号評価試験(鍛造)	製造分野特定技能1号評価試験(機械金属加工)
				製造分野特定技能1号評価試験(ダイカスト)	製造分野特定技能1号評価試験(機械金属加工)
				製造分野特定技能1号評価試験(機械加工)	製造分野特定技能1号評価試験(機械金属加工 製造分野特定技能1号評価試験(電気電子機器 組立て)
				製造分野特定技能1号評価試験(金属プレス加工)	製造分野特定技能1号評価試験(機械金属加工)
				製造分野特定技能1号評価試験(鉄工)	製造分野特定技能1号評価試験(機械金属加工)
				製造分野特定技能1号評価試験(工場板金)	製造分野特定技能1号評価試験(機械金属加工)
				製造分野特定技能1号評価試験(めっき)	製造分野特定技能1号評価試験(金属表面処理)
				製造分野特定技能1号評価試験(アルミニウム陽極酸化処理)	製造分野特定技能1号評価試験(金属表面処理)
				製造分野特定技能1号評価試験(仕上げ)	製造分野特定技能1号評価試験(機械金属加工 製造分野特定技能1号評価試験(電気電子機器 組立て)
				製造分野特定技能1号評価試験(機械検査)	製造分野特定技能1号評価試験(機械金属加工 製造分野特定技能1号評価試験(電気電子機器 組立て)
				製造分野特定技能1号評価試験(機械保全)	製造分野特定技能1号評価試験(機械金属加工 製造分野特定技能1号評価試験(電気電子機器 組立て)
				製造分野特定技能1号評価試験(電子機器組立て)	製造分野特定技能1号評価試験(電気電子機器 組立て)
				製造分野特定技能1号評価試験(電気機器組立て)	製造分野特定技能1号評価試験(機械金属加工 製造分野特定技能1号評価試験(電気電子機器 組立て)
				製造分野特定技能1号評価試験(プリント配線板製造)	製造分野特定技能1号評価試験(電気電子機器 組立て)
				製造分野特定技能1号評価試験(プラスチック成形)	製造分野特定技能1号評価試験(機械金属加工 製造分野特定技能1号評価試験(電気電子機器 組立て)
				製造分野特定技能1号評価試験(塗装)	製造分野特定技能1号評価試験(機械金属加工)
				製造分野特定技能1号評価試験(溶接)	製造分野特定技能1号評価試験(機械金属加工)
				製造分野特定技能1号評価試験(工業包装)	製造分野特定技能1号評価試験(機械金属加工 製造分野特定技能1号評価試験(電気電子機器 組立て)

16	P.20	<p>【確認対象の書類】</p> <p>○1つ目</p> <p>○2つ目</p>	<p>○ 試験合格者の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本要領別表の「技能水準及び評価方法等」の欄に掲げる技能試験の合格証明書の写し</li> <li>・日本語能力を証するものとして次のいずれか国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書の写し</li> <li>日本語能力試験（N4以上）の合格証明書の写し</li> </ul> <p>*ただし、修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N4以上）のいずれの試験も免除されます。</p> <p>○ 本要領別表に記載された職種・作業の技能実習2号修了者の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技能実習2号修了時の技能検定等に合格している場合</li> <li>本要領別表の「試験免除等となる技能実習2号」欄に掲げる職種・作業に係る技能検定3級又は技能実習評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し</li> <li>・技能実習2号修了時の技能検定等に合格していない場合</li> </ul> <p>技能実習生に関する評価調書（参考様式第1-2号）</p> <p>*詳細は「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の「第4章第1節（3）技能水準に関するもの」を御参照ください。</p>	<p>○ 試験合格者の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本要領別表の「技能水準及び評価方法等」の欄に掲げる技能試験の合格証明書又は結果通知書の写し</li> <li>・日本語能力を証するものとして次のいずれか国際交流基金日本語基礎テストの判定結果通知書（A2.2相当以上）の写し</li> <li>日本語能力試験（N4以上）の合格証明書の写し</li> </ul> <p>*ただし、修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、この事実及び技能に係る試験の合格をもって工業製品製造業分野において特定技能1号として業務に従事する上で必要とされる日本語能力を有していることが証明されたこととしますので、別途国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験（N4以上）を受験し、合格する必要はありません。</p> <p>○ 本要領別表に記載された職種・作業の技能実習2号修了者の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技能実習2号修了時の技能検定等に合格している場合</li> <li>本要領別表の「試験免除等となる技能実習2号」欄に掲げる職種・作業に係る技能検定3級又は技能実習評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し</li> <li>・技能実習2号修了時の技能検定等に合格していない場合</li> </ul> <p>技能実習生に関する評価調書（参考様式第1-2号）</p>
----	------	--	---	---

		<p>○3つ目</p> <p>○5つ目</p>	<p>○ 製造分野特定技能2号評価試験及びビジネス・キャリア検定合格者の場合</p> <p>・本要領別表の「技能水準及び評価方法等」の欄に掲げるいずれかの製造分野特定技能2号評価試験の合格証明書の写し</p> <p>(新設)</p>	<p>○ 製造分野特定技能2号評価試験及びビジネス・キャリア検定合格者の場合</p> <p>・本要領別表の「技能水準及び評価方法等」の欄に掲げるいずれかの製造分野特定技能2号評価試験の合格証明書又は結果通知書の写し</p> <p>○ 日本語能力を証するものとして次のもの(※) 日本語能力試験(N3以上)の合格証明書の写し(CEFRのB1相当以上を判定された場合に限る。) (※)令和9年4月1日以降、特定技能2号においては「日本語教育の参照枠」B1相当以上が求められますが、その取扱いについては別途お知らせします。</p>
17	P.22	<p>【留意事項】</p> <p>○3つ目</p>	<p>○ 製造分野特定技能2号評価試験は、受験の際に、上記実務経験の有無を確認します。詳細は、試験実施機関へ御相談ください。</p>	<p>○ 製造分野特定技能2号評価試験は、受験の際に、上記実務経験の有無を確認します。詳細は、試験実施機関へ御確認ください。</p>
18	P.23	<p>第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準</p> <p>【関係規定】</p> <p>告示第2条</p>	<p>告示第2条</p> <p>製造業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第1条第1項第7号の告示で定める基準は、特定技能雇用契約に基づいて外国人が出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号。以下「法」という。)別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行う事業所においては、当該事業所が令和5年総務省告示第256号(統計法第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件)に定める日本標準産業分類(以下単に「日本標準産業分類」という。)に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていることとする。</p>	<p>告示第2条</p> <p>製造業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第1条第1項第7号の告示で定める基準は、特定技能雇用契約に基づいて外国人が出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号。以下「法」という。)別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行う事業所においては、当該事業所が令和5年総務省告示第256号(統計法第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件)に定める日本標準産業分類(以下単に「日本標準産業分類」という。)に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていることとする。</p>

		<p>告示第3条</p> <p>一 中分類 11—繊維工業 二～十（略） 十一 中分類 15—印刷・同関連業 十二～四十八（略） 四十九 小分類 484—こん包業</p> <p>第3条 製造業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号の告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。</p> <p>一 生産性向上及び国内における人材確保のための取組を行っていること。</p> <p>二 第4条の登録を受けた法人の構成員となり、同条第1号イに規定する行動規範を遵守すること。</p> <p>三 特定技能雇用契約に基づいて外国人が法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行う事業所が日本標準産業分類に掲げる産業のうち前条第1項第1号、第11号又は第49号に掲げるものを行っている場合にあつては、製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会（以下「協議会」という。）において協議が調った事項に関する措置を講ずること。</p> <p>四 経済産業省が行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取、現地調査その他業務に対して必要な協力を行うこと。</p> <p>五 特定技能外国人に対し、必要に応じて訓練又は研修を実施すること。</p>	<p>一 中分類 11—繊維工業 二～十六（略） 十七 中分類 15—印刷・同関連業 十八～七十五（略） 七十六 小分類 484—こん包業</p> <p>第3条 製造業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号の告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <p>一 生産性向上及び国内における人材確保のための取組を行うこととしていること。</p> <p>二 第4条の登録を受けた法人の構成員となり、同条第1号イに規定する行動規範を遵守することとしていること。</p> <p>三 外国人が特定技能雇用契約に基づき法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行う事業所が日本標準産業分類に掲げる産業のうち前条第1項第1号、第17号若しくは第76号に掲げるものを行っている場合、又は外国人が特定技能雇用契約に基づき同欄第2号に掲げる活動を行う事業所が、同条第2項第46号に掲げる産業を行っている場合にあつては、製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会（以下「協議会」という。）において協議が調った事項に関する措置を講ずることとしていること。</p> <p>四 経済産業省又はその委託を受けた者が行う指導、報</p>
--	--	---	---

			<p>六 特定技能雇用契約に基づき特定技能外国人を製造業分野の実務に従事させたときは、当該特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人に対し、当該契約に係る実務経験を証明する書面を交付すること。</p>	<p>告の徴収、資料の要求、意見の聴取、現地調査その他業務に対して必要な協力を行うこととしていること。</p> <p>五 法別表第1の2の表の育成就労の項の下欄に掲げる活動と異なる内容の活動を行わせる場合又は労働者の安全を確保するための措置を講ずる場合には、特定技能外国人に対し、必要に応じて訓練又は研修を実施することとしていること。</p> <p>六 特定技能雇用契約に基づき特定技能外国人を製造業分野の実務に従事させたときは、当該特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人に対し、当該契約に係る実務経験を証明する書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を交付すること。</p>
19	P.24	分野別運用要領（抜粋）	<p>分野別運用要領（抜粋）</p> <p>第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項</p> <p>3. 分野の特性を踏まえて特に講じる措置</p> <p>（1）特定技能所属機関に対して講じる措置等</p> <p>ア （略）</p> <p>イ （略）</p> <p>ウ 事業所が行っている産業の特性を踏まえて特に講じる措置</p> <p>イに掲げる事業所のうち、次のいずれかに掲げる産業を行っているものは、協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずることとする。</p> <p>① 11 繊維工業</p> <p>② 15 印刷・同関連業</p> <p>③ 484 こん包業</p>	（削除）

			<p>エ 経済産業省が行う調査等に対する協力          特定技能所属機関は、経済産業省が行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取、現地調査その他業務に対し、必要な協力を行うこと。</p> <p>オ 特定技能外国人の訓練・各種研修          特定技能所属機関は、特定技能外国人に対し、必要に応じて訓練・各種研修を行うこと。</p>	
20	P.24	<p>【特定技能所属機関及び事業所】</p> <p>○1つ目</p> <p>○2つ目</p> <p>○3つ目</p> <p>○4つ目</p>	<p>○ 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準として、製造業分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第2条第1項第13号に基づき告示をもって定めたものです。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>【特定技能所属機関及び事業所】</p> <p>○ 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準として、製造業分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第2条第1項第13号に基づき告示をもって定めたものです。</p> <p>○ 特定技能所属機関は、特定技能外国人を受け入れる際、必要に応じて訓練・各種研修の実施等を行うことが必要です。</p> <p>○ 特に当該特定技能外国人が育成就労制度で従事した業務とは異なる業務に従事する場合や労働者の安全を確保するための措置を講ずる場合には、労働災害を防止するために、十分な訓練や安全衛生教育を含む各種研修を実施する必要があります。</p> <p>○ また、特定技能外国人から、製造業分野に係る実務経験を証明する書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）の交付を求められた場合は、当該機関における実務経験を証明する書面を交付する必要があります。</p>

		○5つ目	(新設)	○ これらを行わない場合は、基準に適合しないことから、特定技能外国人の受入れができないこととなります。
21	P.24	【登録法人及び協議会】 ○1つ目	○ 製造業分野の特定技能外国人を受け入れる場合には、当該特定技能外国人に係る在留諸申請の前に、告示第4条に基づいて経済産業大臣の登録を受けた特定技能外国人受入事業実施法人（以下「登録法人」という。）の構成員となり、登録法人が定める行動規範を遵守する必要があります（注）。また、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際には、登録法人の構成員であることの証明書の提出が必要です。登録法人の名称、住所、登録年月日等の情報は、経済産業省のホームページにて公表します。  （注）初めて経済産業大臣の登録を受けた登録法人が入会受付を開始する前までは、従前どおり製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会（以下「協議会」という。）の構成員にならなければなりません。	【登録法人及び協議会】 ○ 製造業分野の特定技能外国人を受け入れる場合には、特定技能所属機関は、当該特定技能外国人に係る在留諸申請の前に、告示第4条に基づいて経済産業大臣の登録を受けた特定技能外国人受入事業実施法人（以下「登録法人」という。）の構成員となり、登録法人が定める行動規範を遵守する必要があります。
	P.25	○2つ目	(新設)	○ また、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際には、登録法人の構成員であることの証明書の提出が必要です。登録法人の名称、住所、登録年月日等の情報は、経済産業省のホームページにて公表します。
		○4つ目	○ さらに、特定技能所属機関は、経済産業省が行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取、現地調査（オンライン調査も含む）その他業務に対し、必要	○ さらに、特定技能所属機関は、経済産業省又はその委託を受けた者が行う指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取、現地調査（オンライン調査も含む）その他業

			な協力を行わなければなりません。	務に対し、必要な協力を行わなければなりません。
2 2	P.2 5	【確認対象の書類】 ○ 2 つ目	○ 登録法人の構成員であることを明らかにする書類（登録法人のホームページに掲載されている会員名簿を印刷したもの（当該構成員の名称が掲載されているもの））又は協議会の構成員であることを明らかにする書類（経済産業省のホームページに掲載されている会員名簿を印刷したもの（当該構成員の名称が掲載されているもの。登録法人の登録年月日から6か月を経過するまで有効）） <a href="https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/gaikokujinzai/kyogikai/meibo1.pdf">https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/gaikokujinzai/kyogikai/meibo1.pdf</a>	○ 登録法人の構成員であることを明らかにする書類（登録法人のホームページに掲載されている会員名簿を印刷したもの（当該構成員の名称が掲載されているもの）） <a href="https://www.jaim-skill.or.jp/assets/files/entry/memberlist.pdf">https://www.jaim-skill.or.jp/assets/files/entry/memberlist.pdf</a>
2 3	P.2 6	【留意事項】	【留意事項】 ○ 以下のとおり様式を提出してください。 ・ 協議会の構成員であることを明らかにする書類を提出する場合は旧様式 ・ 登録法人の構成員であることを明らかにする書類を提出する場合は新様式	(削除)
2 4	P.2 7	第4 特定技能外国人受入事業実施法人の登録等 【関係規定】 告示第4条	【関係規定】 告示第4条 製造業分野における特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れを実現するための取組を実施する営利を目的としない法人であって、次の各号のいずれにも適合するものは、経済産業大臣の登録を受けることができる。 一 次に掲げる取組（以下「特定技能外国人受入事業」という。）を行うこと。 イ 特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れの実現に向けて構成員が遵守すべき行動規範の策定及び適正な運用	【関係規定】 告示第4条 製造業分野における特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れを実現するための取組を実施する営利を目的としない法人であって、次の各号のいずれにも適合するものは、経済産業大臣の登録を受けることができる。 一 次に掲げる取組（以下「特定技能外国人受入事業」という。）を行うこと。 イ 特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れの実現に向けて構成員が遵守すべき行動規範の策定及び適正な運用

		<p>告示第6条</p>	<p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 法第2条の4第1項で規定する分野別運用方針で定める全ての試験区分における製造分野特定技能評価試験の実施</li> <li>二 第2条第1項各号又は第2項各号のいずれかに掲げる産業を行う事業所を有する本邦の公私の機関の組織する団体を構成員とすること。</li> <li>三 協議会の構成員となり、協議会に対し必要な協力をを行うこと。</li> </ul> <p>第6条</p> <p>経済産業大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は前条第1項の申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）のうち次に掲げる事項のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>イ 第10条の規定による登録の取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該取消処分を受けた法人の役員であった者で、当該取消の日から起算して5年を経過しないもの</p> <p>□ 第4条の登録の申請の日前5年以内又はその申請の日以後に、出入国又は労働に関する法令に関し不</p> </p>	<p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 法第2条の4第1項で規定する分野別運用方針で定める全ての試験区分における製造分野特定技能評価試験の実施</li> <li>二 第2条第1項各号又は第2項各号のいずれかに掲げる産業を行う事業所を有する本邦の公私の機関が組織する団体を構成員とすること。</li> <li>三 協議会の構成員となり、協議会に対し、必要な協力をを行うこと。</li> </ul> <p>第6条</p> <p>経済産業大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は前条第1項の申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）のうち次に掲げる事項のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>イ 第10条第1項の規定による登録の取消しを受ける原因となった事項が発生した当時現に当該取消しを受けた法人の役員であった者であって、当該取消の日から起算して5年を経過しないもの</p> <p>□ 第4条の登録の申請の日前5年以内又はその申請の日以後に、出入国又は労働に関する法令に関し不正</p> </p>
--	--	--------------	--	--

	P.28	<p>告示第10条</p> <p>告示第11条</p>	<p>正又は著しく不当な行為をした者</p> <p>二 特定技能外国人受入事業を的確に遂行するための必要な体制が整備されていない者</p> <p>三 第10条の規定により登録を取り消され、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者</p> <p>第10条</p> <p>経済産業大臣は、登録法人が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。</p> <p>一 第6条第1号又は第2号に該当するに至ったとき。</p> <p>二 第8条第1項の規定に違反したとき。</p> <p>三 不正の手段により第4条の登録を受けたとき。</p> <p>四 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>第11条</p> <p>経済産業大臣は、第4条の登録をしたとき又は登録法人から第8条第1項の規定による変更の届出（第5条第1項第1号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）があったときは、登録法人に係る次に掲げる事項を公表するものとする。</p> <p>一 名称、住所及びその代表者の氏名</p> <p>二 登録をした年月日又は登録法人が変更をした年月日</p> <p>2 経済産業大臣は、前条第1項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を取り消された者に係る次</p>	<p>又は著しく不当な行為をした者</p> <p>二 特定技能外国人受入事業を的確に遂行するために必要な体制が整備されていない者</p> <p>三 第10条第1項の規定による登録の取消しを受けた者であって、当該取消しの日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>第10条</p> <p>経済産業大臣は、登録法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条の登録を取り消すことができる。</p> <p>一 第6条第1号又は第2号に該当するとき。</p> <p>二 第8条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</p> <p>三 不正の手段により第4条の登録を受けたとき。</p> <p>四 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>第11条</p> <p>経済産業大臣は、第4条の登録をしたとき、又は登録法人から第8条第1項の規定による変更の届出（第5条第1項第1号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）があったときは、次に掲げる事項を公表するものとする。</p> <p>一 登録法人の名称、住所及びその代表者の氏名</p> <p>二 第4条の登録をした年月日又は変更の生じた年月日</p> <p>2 経済産業大臣は、前条第1項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を取り消された者に係る次に掲げる事項を公表するものとする。</p>
--	------	-----------------------------	--	--

			<p>に掲げる事項を公表するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 名称、住所及びその代表者の氏名</li> <li>二 登録をした年月日</li> <li>三 登録を取り消した年月日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 名称、住所及びその代表者の氏名</li> <li>二 第4条の登録をした年月日</li> <li>三 第4条の登録を取り消した年月日</li> </ul>
25	P.29	<p>【登録要件】</p> <p>○1つ目</p>	<p>○ 登録法人は、特定技能外国人の受入れに係る製造事業者団体等が共同して、製造業分野における特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れを実現するための取組を実施する団体として設置するものです。登録法人は、製造業分野における特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れの実現に向けた行動規範を策定し、当該行動規範の遵守状況を確認する等、適正な運用を図る必要があります。</p>	<p>○ 登録法人は、特定技能外国人の受入れに係る製造事業者団体が共同して、製造業分野における特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れを実現するための取組を実施する団体として設置するものです。登録法人は、製造業分野における特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れの実現に向けた行動規範を策定し、当該行動規範の遵守状況を確認する等、適正な運用を図る必要があります。</p>
26	P.30	<p>【協議会入会申込先及び登録申請先】</p>	<p>【協議会入会申込先及び登録申請先】</p> <p>〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-3          経済産業省製造産業局総務課          (郵送又は持参)</p>	<p>【協議会入会申込先及び登録申請先】</p> <p>〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1          経済産業省製造産業局製造産業戦略企画室          (郵送又は持参)</p>
27	P.31	<p>第5 上陸許可に係る基準</p> <p>○1つ目</p>	<p>○ 在留資格「特定技能1号」に係る上陸基準として、製造業分野に特有の事情に鑑みて同在留資格に係る上陸基準省令第6号、及び在留資格「特定技能2号」に係る上陸基準として製造業分野に特有の事情に鑑みて同在留資格に係る上陸基準省令第7条に基づき、告示をもって定めたものです。</p>	<p>○ 在留資格「特定技能1号」に係る上陸基準として、製造業分野に特有の事情に鑑みて同在留資格に係る上陸基準省令第6号、及び在留資格「特定技能2号」に係る上陸基準として製造業分野に特有の事情に鑑みて同在留資格に係る上陸基準省令第7号に基づき、告示をもって定めたものです。</p>
28	P.32	<p>【留意事項】</p>	<p>【留意事項】</p> <p>○ 以下のとおり様式を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会の構成員であることを明らかにする書類を提出する場合は旧様式</li> <li>・登録法人の構成員であることを明らかにする書類を提出する場合は新様式</li> </ul>	<p>(削除)</p>

29	P.33	第6 育成・キャリア形成プログラム	(新設)	<p>第6 育成・キャリア形成プログラム 分野別運用方針（抜粋）</p> <p>第一 特定技能制度及び育成就労制度に共通する事項</p> <p>4 その他特定技能制度及び育成就労制度に係る制度の運用に共通する重要事項</p> <p>(1) 特定技能外国人及び育成就労外国人のキャリア形成等に関する事項</p> <p>経済産業省は、関係業界等と協働して、育成就労、特定技能1号及び特定技能2号に係る製造業分野における「育成・キャリア形成プログラム（以下「育成プログラム」という。）」を策定する。</p> <p>製造業分野における育成プログラムは、次の事項を含む特定技能制度及び育成就労制度を通貫したものとすることを基本とし、特定技能外国人又は育成就労外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界、特定技能所属機関、育成就労実施者等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針とする。</p> <p>① 目指すレベル（求められる役割・作業）</p> <p>② 必要な技能・知識・資格とそのための研修・講習</p>
30	P.33	第6 育成・キャリア形成プログラム ○1つ目	(新設)	<p>○ 製造業分野における育成プログラムは、特定技能制度及び育成就労制度を通貫したものとすることを基本とし、特定技能外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界及び登録支援機関等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指</p>

		○2つ目	(新設)	<p>針となります。</p> <p>○ 製造業分野における育成プログラムは、経済産業省のホームページに掲載されていますので、適切に参照し活用してください。</p>
--	--	------	------	---











3 2 分野参考  
様式第 3  
－ 1 号

工業製品製造業  
分野における特  
定技能外国人の  
受入れに関する  
誓約書

分野参考様式第 3－1 号

工業製品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

特定技能所属機関  
氏名又は名称  
住 所  
特定技能外国人  
氏 名  
性 別  
国籍・地域  
生 年 月 日

記

工業製品製造業分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

1. 特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）別表第 1 の 2 の表の特定技能の在留資格をもちて在留する外国人をいう。以下同じ。）に従事させる業務が、機械金属加工、電気電子機器組立て、金属表面処理、機器・段ボール箱製造、コンクリート製品製造、RPF 製造、陶磁器製品製造、印刷・製本、紡織製品製造、縫製のいずれかの業務であること。
2. 特定技能外国人が、特定技能雇用契約に基づいて出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号、以下「法」という。）別表第 1 の 2 の表の特定技能の項の下欄第 1 号に掲げる活動を行う事業所において、当該事業所が令和 5 年経済省告示第 256 号（統計法第 28 条の規程に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件）に定める日本標準産業分類（以下単に「日本標準産業分類」という。）に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていること。
  1. 中分類 11—繊維工業
  2. 小分類 141—バルブ製造業
  3. 細分類 1421—洋紙製造業
  4. 細分類 1422—板紙製造業
  5. 細分類 1423—機械つき和紙製造業
  6. 細分類 1431—塗工紙製造業（印刷用紙を除く）
  7. 細分類 1432—段ボール製造業
  8. 小分類 144—紙製品製造業
  9. 小分類 145—紙製容器製造業
  10. 小分類 149—その他のバルブ、紙・紙加工品製造業
  11. 中分類 15—印刷・同梱産業
  12. 中分類 18—プラスチック製品製造業
  13. 細分類 2125—コンクリート製品製造業
  14. 細分類 2142—食卓用、ちゅう房用陶磁器製造業
  15. 細分類 2143—陶磁器製置物製造業
  16. 細分類 2194—陶器製造業（中子を含む）
  17. 細分類 2211—高炉による製鉄業
  18. 細分類 2212—高炉による製鉄業
  19. 細分類 2221—製鋼・製鋼上延業
  20. 細分類 2231—熱間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）
  21. 細分類 2232—冷間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）
  22. 細分類 2234—鋼管製造業
  23. 小分類 225—鉄素形材製造業
  24. 細分類 2291—鉄鋼シャースリット業
  25. 細分類 2295—他に分類されない鉄鋼業（ただし、鉄粉製造業に限る。）
  26. 小分類 235—非鉄金属素形材製造業
  27. 細分類 2422—機械刃物製造業
  28. 細分類 2424—作業工具製造業
  29. 細分類 2431—配管工事用鋼製品製造業（バルブ、コックを除く）
  30. 細分類 2441—鉄骨製造業
  31. 細分類 2443—金属製リッシン・ドア製造業
  32. 細分類 2446—製缶板金業（ただし、高圧ガス用溶接容器・バルク貯槽製造業に限る。）
  33. 小分類 245—金属素形材製品製造業
  34. 細分類 2461—金属製品塗装業
  35. 細分類 2462—高機能めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）
  36. 細分類 2464—電気めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）
  37. 細分類 2465—金属熱処理業
  38. 細分類 2489—その他の金属表面処理業（ただし、アルミニウム陽極酸化処理業に限る。）
  39. 小分類 248—ポルト・ナット・リベット、小ねじ・木ねじ等製造業
  40. 細分類 2489—他に分類されない金属製品製造業（ただし、ドラム缶更生業に限る。）

分野参考様式第 3－1 号

工業製品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

特定技能所属機関  
氏名又は名称  
住 所  
特定技能外国人  
氏 名  
性 別  
国籍・地域  
生 年 月 日

記

工業製品製造業分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

1. 特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号、以下「法」という。）別表第 1 の 2 の表の特定技能の在留資格をもちて在留する外国人をいう。以下同じ。）に従事させる業務が、機械金属加工、電気電子機器組立て、金属表面処理、機器・段ボール箱製造、コンクリート製品製造、RPF 製造、陶磁器製品製造、印刷・製本、紡織製品製造、縫製、電線・ケーブル製造、プレハブ住宅製品製造、家具製造、定形・不定形耐火物製造、生コンクリート製造、ゴム製品製造、かばん製造のいずれかの業務であること。
2. 特定技能外国人が、特定技能雇用契約に基づいて法別表第 1 の 2 の表の特定技能の項の下欄第 1 号に掲げる活動を行う事業所において、当該事業所が令和 5 年経済省告示第 256 号（統計法第 28 条の規程に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件）に定める日本標準産業分類（以下単に「日本標準産業分類」という。）に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていること。
  1. 中分類 11—繊維工業
  2. 細分類 1221—造作材製造業（建具を除く）
  3. 細分類 1224—建築用木製組立材料製造業
  4. 小分類 131—家具製造業
  5. 細分類 1391—事務所用・店舗用装備品製造業
  6. 細分類 1393—縫製・製履製造業
  7. 細分類 1399—他に分類されない家具・装備品製造業（黒板製造業、プラスチック製家具・装備品製造業及び強化プラスチック製家具製造業に限る。）
  8. 小分類 141—バルブ製造業
  9. 細分類 1421—洋紙製造業
  10. 細分類 1422—板紙製造業
  11. 細分類 1423—機械つき和紙製造業
  12. 細分類 1431—塗工紙製造業（印刷用紙を除く）
  13. 細分類 1432—段ボール製造業
  14. 小分類 144—紙製品製造業
  15. 小分類 145—紙製容器製造業
  16. 小分類 149—その他のバルブ、紙・紙加工品製造業
  17. 中分類 15—印刷・同梱産業
  18. 中分類 18—プラスチック製品製造業
  19. 中分類 19—ゴム製品製造業
  20. 小分類 206—かばん製造業
  21. 細分類 2122—生コンクリート製造業
  22. 細分類 2123—コンクリート製品製造業
  23. 細分類 2129—その他のセメント製品製造業
  24. 細分類 2141—衛生陶器製造業
  25. 細分類 2142—食卓用、ちゅう房用陶磁器製造業
  26. 細分類 2143—陶磁器製置物製造業
  27. 細分類 2146—陶磁器製タイル製造業
  28. 細分類 2151—耐火レンガ製造業
  29. 細分類 2152—不定形耐火物製造業
  30. 細分類 2194—陶器製造業（中子を含む）
  31. 細分類 2211—高炉による製鉄業
  32. 細分類 2212—高炉による製鉄業
  33. 小分類 222—製鋼・製鋼上延業
  34. 細分類 2231—熱間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）
  35. 細分類 2232—冷間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）
  36. 細分類 2234—鋼管製造業
  37. 細分類 2236—磨練鋼製造業
  38. 細分類 2237—引抜鋼管製造業
  39. 小分類 225—鉄素形材製造業

- 4-1 中分類 26—はん用機械器具製造業（ただし、細分類 2591—消火器具・消火装置製造業を除く。）
  - 4-2 中分類 26—生産用機械器具製造業
  - 4-3 中分類 27—業務用機械器具製造業（ただし、小分類 274—医療用機械器具・医療用品製造業及び小分類 276—武器製造業を除く。）
  - 4-4 中分類 28—電子部品・デバイス・電子回路製造業
  - 4-5 中分類 29—電気機械器具製造業（ただし、細分類 2922—内燃機関電装部品製造業を除く。）
  - 4-6 中分類 30—情報通信機械器具製造業
  - 4-7 細分類 3255—工業用模型製造業
  - 4-8 細分類 3259—他に分類されないその他の製造業（ただし、R・P・F製造業に限る。）
  - 4-9 小分類 484—こん包業
- 3 特定技能外国人が、特定技能雇用契約に基づいて別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第2号に掲げる活動を行う事業所においては、当該事業所が日本標準産業分類に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていること。
- 1 細分類 2194—陶器製造業（中子を含む）
  - 2 小分類 225—鉄素形材製造業
  - 3 小分類 225—非鉄金属素形材製造業
  - 4 細分類 2422—機械刃物製造業
  - 5 細分類 2424—作業工具製造業
  - 6 細分類 2431—配管・工事用付属品製造業（バルブ、コックを除く）
  - 7 小分類 245—金属素形材製品製造業
  - 8 細分類 2462—溶融めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）
  - 9 細分類 2464—電気めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）
  - 10 細分類 2465—金属熱処理業
  - 11 細分類 2468—その他の金属表面処理業（ただし、アルミニウム陽極酸化処理業に限る。）
  - 12 小分類 248—ボルト・ナット・リベット、小ねじ、木ねじ等製造業
  - 13 中分類 26—はん用機械器具製造業（ただし、細分類 2591—消火器具・消火装置製造業を除く。）
  - 14 中分類 26—生産用機械器具製造業
  - 15 中分類 27—業務用機械器具製造業（ただし、小分類 274—医療用機械器具・医療用品製造業及び小分類 276—武器製造業を除く。）
  - 16 中分類 28—電子部品・デバイス・電子回路製造業
  - 17 中分類 29—電気機械器具製造業（ただし、細分類 2922—内燃機関電装部品製造業を除く。）
  - 18 中分類 30—情報通信機械器具製造業
  - 19 細分類 3255—工業用模型製造業
- 4 生産性向上及び国内人材確保のための取組を行っていること。
- 5 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人労働計間の基準等を定める省令の規定に基づき工業製品製造業分野に特許の事情に鑑みて定める基準（令和4年経済産業省告示第127号）第4条に基づいて経済産業大臣の登録を受けた特定技能外国人受入事業実施法人の構成員となり、当該法人が定める行動規範を遵守すること。
- 6 経済産業省が設置する製造業特定技能外国人受入れ協議・連絡会において協議が調った事項に関する措置を講じること。
- 7 経済産業省が行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の報告、現地調査その他業務に対し、必要な協力を行うこと。
- 8 特定技能外国人を受け入れる際、当該特定技能外国人が技能実習で従事した職種とは異なる業務に従事させる等の場合には、十分な訓練や各種研修を実施すること。
- 9 特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付すること。
- 10 特定技能雇用契約において、特定技能外国人を、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。

(注) 誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

作成年月日 年 月 日  
作成責任者

- 40 細分類 2291—鉄鋼シャースリット業
  - 41 細分類 2299—他に分類されない鉄鋼業（鉄粉製造業に限る。）
  - 42 細分類 2332—アルミニウム・合金圧延業（抽申、押出しを含む）
  - 43 細分類 2341—電線・ケーブル製造業（光ファイバケーブルを除く）
  - 44 小分類 235—非鉄金属素形材製造業
  - 45 細分類 2422—機械刃物製造業
  - 46 細分類 2424—作業工具製造業
  - 47 細分類 2431—配管工事用付属品製造業（バルブ、コックを除く）
  - 48 細分類 2432—ガス機器・石油機器製造業
  - 49 細分類 2441—鉄骨製造業
  - 50 細分類 2442—建設用金属製品製造業（鉄骨を除く）
  - 51 細分類 2443—金属製サッシ・ドア製造業
  - 52 細分類 2444—鉄骨系プレハブ住宅製造業
  - 53 細分類 2446—製缶板金業（高圧ガス用溶接容器・バルク貯槽製造業及びドラム缶・ペール缶製造業に限る。）
  - 54 小分類 245—金属素形材製品製造業
  - 55 細分類 2461—金属製品塗装業
  - 56 細分類 2462—溶融めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）
  - 57 細分類 2464—電気めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）
  - 58 細分類 2465—金属熱処理業
  - 59 細分類 2468—その他の金属表面処理業（アルミニウム陽極酸化処理業及びびバフ研磨業に限る。）
  - 60 細分類 2471—くぎ製造業
  - 61 細分類 2479—その他の金属製品製造業（溶接材料製造業に限る。）
  - 62 小分類 248—ボルト・ナット・リベット、小ねじ、木ねじ等製造業
  - 63 細分類 2499—他に分類されない金属製品製造業（ドラム缶更生業、金属製はしご製造業（可撤式のものを除く）及び脚立製造業に限る。）
  - 64 中分類 26—はん用機械器具製造業（細分類 2591—消火器具・消火装置製造業を除く。）
  - 65 中分類 26—生産用機械器具製造業
  - 66 中分類 27—業務用機械器具製造業（小分類 274—医療用機械器具・医療用品製造業及び小分類 276—武器製造業を除く。）
  - 67 中分類 28—電子部品・デバイス・電子回路製造業
  - 68 中分類 29—電気機械器具製造業（細分類 2922—内燃機関電装部品製造業のうち自動車用の内燃機関電装部品を製造する産業以外の産業を除く。）
  - 69 中分類 30—情報通信機械器具製造業
  - 70 小分類 311—自動車・同附属品製造業
  - 71 小分類 314—航空機・同附属品製造業
  - 72 細分類 3255—工業用模型製造業
  - 73 細分類 3259—プレハブ製造業
  - 74 細分類 3255—工業用模型製造業
  - 75 細分類 3259—他に分類されないその他の製造業（R・P・F製造業及び人体保護具製造業に限る。）
  - 76 小分類 484—こん包業
- 3 特定技能外国人が、特定技能雇用契約に基づいて別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第2号に掲げる活動を行う事業所においては、当該事業所が日本標準産業分類に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていること。
- 1 中分類 18—プラスチック製品製造業
  - 2 細分類 2194—陶器製造業（中子を含む）
  - 3 細分類 2211—高炉による製鉄業
  - 4 細分類 2212—高炉による製鉄業
  - 5 小分類 222—製鋼・製鋼圧延業
  - 6 細分類 2231—製鋼圧延業（鋼管、伸鉄を除く）
  - 7 細分類 2232—溶鋼圧延業（鋼管、伸鉄を除く）
  - 8 細分類 2234—鋼管製造業
  - 9 細分類 2236—捲鋼製造業
  - 10 細分類 2237—引抜鋼管製造業
  - 11 小分類 225—鉄素形材製造業
  - 12 細分類 2291—鉄鋼シャースリット業
  - 13 細分類 2299—他に分類されない鉄鋼業（鉄粉製造業に限る。）
  - 14 細分類 2332—アルミニウム・合金圧延業（抽申、押出しを含む）
  - 15 小分類 235—非鉄金属素形材製造業
  - 16 細分類 2422—機械刃物製造業
  - 17 細分類 2424—作業工具製造業
  - 18 細分類 2431—配管工事用付属品製造業（バルブ、コックを除く）
  - 19 細分類 2432—ガス機器・石油機器製造業
  - 20 細分類 2441—鉄骨製造業
  - 21 細分類 2442—建設用金属製品製造業（鉄骨を除く）
  - 22 細分類 2443—金属製サッシ・ドア製造業
  - 23 細分類 2446—製缶板金業（高圧ガス用溶接容器・バルク貯槽製造業及びドラム缶・ペール缶製造業に限る。）
  - 24 小分類 245—金属素形材製品製造業
  - 25 細分類 2461—金属製品塗装業
  - 26 細分類 2462—溶融めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）

